

## 簡易専用水道の布設工事に当たり

- ① 点検、清掃、修理等に支障のない空間が確保されること。  
水槽上部の空間 100 cm以上を標準  
側壁部空間 60 cm以上を標準  
底部空間 60 cm以上を標準
- ② 水槽周辺にごみ、汚物等が置かれてなく、たまり水、湧水等がない清潔な状態が確保されること。
- ③ 水槽周辺は、砕石等で敷き詰めるかコンクリート又はアスファルト舗装が望ましい。
- ④ 鳥害対策 鳩や他の鳥の止まり木となるようなものがないこと。
- ⑤ ポンプ室等が物置として使用されないこと。
- ⑥ ごみ焼却炉、ごみ集積場、ボイラー煙突、汚水処理施設、水洗冷却塔等が近くにないこと。
- ⑦ 屋内設置水槽の場合、換気、結露、排水対策がとられていること。
- ⑧ 水槽本体
  - ・ 点検、清掃、修理等に支障のない形状であること。
  - ・ 亀裂、又は漏水している箇所がないこと。
  - ・ 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。
  - ・ 水位電極部、揚水管等の接合部が固定され、防水密閉されていること。
  - ・ 水槽の各区画毎に直径60 cm以上の点検用マンホールが設置されること。
  - ・ 接合部、及びパッキンの不良がないこと。
  - ・ 水槽上部は水たまりの出来ない構造となること。
- ⑨ 水槽内部
  - ・ 当該施設以外の配管設備が設置されないこと。
  - ・ 流入口と流出口が接近していないこと。(槽内の水循環が悪くなる。)
  - ・ 設置完了時は内部清掃を実施すること。
  - ・ 供給開始前に水質検査を実施すること。
- ⑩ 水槽マンホール
  - ・ ふたが防水密閉型のものであって、ほこりその他衛生上有害なものが入らないこと。
  - ・ 点検等を行う者以外の者が容易に開閉できない構造であること。
  - ・ ふた又は枠側には、適度な弾力性があるパッキンが全周に取り付けられること。
  - ・ ふたが施錠された状態で、がたつきがないこと。
  - ・ マンホール面は、槽上面から衛生上有効に10 cm以上立ち上がっていること。
- ⑪ 水槽のオーバーフロー管
  - ・ 槽内水のおふれ面から十分な下り幅があり、管端部に防虫網があること。

- ・ 防虫網の網目は2mm目程度を適当とする。
- ・ 管端部が排水桝及び排水管に直接結合していないこと。
- ・ 間接排水として、排水口空間（15cm以上）を確保すること。
- ・ 管端部は、その状態が確認できる場所にあること。

⑫ 水槽の通気管

- ・ 管端部は、下向きとし防虫網があること。
- ・ 通気に有効な断面積は、揚水管管径の1/2の管径に相当する面積以上であること。

⑬ 水槽の水抜管

- ・ 防虫網の網目は2mm目程度を適当とする。
- ・ 管端部が排水桝及び排水管に直接結合していないこと。
- ・ 間接排水として、排水口空間（15cm以上）を確保すること。
- ・ 管端部は、その状態が確認できる場所にあること。
- ・ バルブ操作が容易であること。

⑭ 給水管

- ・ 雑用水道、井戸水、工業用水、排水等の水道水以外の配管と直接連結されていないこと。
- ・ 受水槽を異にする消火用配管が直接連結されていないこと。